

トピックス

平成26年7月1日地震保険基準料率改定

地震保険の保険始期日が平成26年7月1日以降となる契約より、地震保険の基準料率が改定されました。

財務省による地震保険制度に関するプロジェクトチームにおいて「等区分」と「耐震性能に応じた割引率」の見直しの必要性が提示され、更に政府の地震調査研究推進本部が「確率論的地震動予測地図」の震源モデルの見直しを行った結果、将来的な地震発生に伴う損害の危険が増加したために見直しが行われました。

見直しの概要は次のとおりです。

①保険料の見直し

都道府県ごとに地震の危険度に応じて分類している等区分を見直し、新たな震源モデルにより料率の見直しを行った結果、都道府県、建物の構造により引き上げ・引き下げ率は異なるものの全国平均で約15.5%の引き上げとなりました。今回の改定でも建物構造・等別別保険料率で引き上げ率が30%を超える場合は、30%の引き上げとする激変緩和措置を設けています。

②割引率の拡大

免震建築物及び耐震等級3または2に該当する建物について、これまでの地震での被害実態等を考慮し、割引率が拡大されました。また、割引の適用に必要な確認書類の範囲が広がり、さらに利用しやすくなりました。

→ 詳細につきましては「地震保険と再保険のしくみ」P24をご覧ください。

World Forum of Catastrophe Programs (自然災害ワールドフォーラム)への参加

当社は自然災害ワールドフォーラムへの参加を通じて、海外にも積極的な情報発信を行っています。

自然災害ワールドフォーラムは自然災害に対する(再)保険スキームを運営している公的な機関の代表が参加し、各制度運営に関する知識・経験の共有および同様のスキームの導入を目指している各国・地域への情報提供等を目的として、2006年から毎年行われています。

当社は2008年から参加し、日本の地震リスクの特徴や地震保険制度等を説明してきました。

2013年9月に行われたノルウェー大会には世界15か国・地域からの代表が参加し当社の代表は東日本大震災に関する以下の点についての報告を行いました。

- ①業界・政府の対応と得られた教訓
- ②顕在化した課題への対応状況
- ③残された課題

日本の地震保険制度や東日本大震災に対する取り組みは各国より高い評価を得ており、当社は日本の取り組みを紹介することで世界各国・地域へ貢献しています。



Looking Back on the Great East Japan Earthquake

～Our Actions and the Lessons We Learned from Them～の発行

東日本大震災で当社が果たした役割や震災後の地震保険制度見直し議論の動向および首都直下地震を見据えた取り組み等について紹介した英文の冊子を発行しました。

自然災害ワールドフォーラムを始めとする海外への情報発信のツールとして活用しています。



保険毎日新聞社刊行の書籍のコラムに掲載

「証言 東日本大震災 ～1兆2000億円の地震保険金～」

本書では東日本大震災時の対応にあたった保険会社、代理店等の関係者の証言がまとめられており、当社の社員も取材を通じて当時の状況を証言しています。

損害保険業界の地震保険普及・啓発活動

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています(出典：内閣府「防災白書」)。このことから「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2012年度に火災保険を契約された方の2人に1人の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進及び普及促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進及び普及促進を図っています。

